

平成 28 年 12 月 12 日

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 305 回

あつという間に一年が過ぎました。皆様 1 年を振り返っていかがでしたでしょうか？目標は実現できましたか？もし行動したらない部分があれば、来年に継続して、さらに実行してください。

今回は来年に向けて、少し下記の事柄を勉強してください。

【皆様の会社の従業員が、ますますやる気を出して頑張ってもらうための基本】  
 (やはり経営は人です。人材ですね)

① まずほめること	② 自分の過ちを話すこと
③ 過ちは穏やかにたしなめること	④ 命令せず、質問すること
⑤ 恥をかかせないこと	⑥ ほめて伸ばすこと
⑦ 名前に答えさせること (その人がこたえるべき高い目標を示し、達成したら名声を与える事)	
⑧ 共通の立場でつながること	

【経営者は常に研修、そして勉強です】

(参考：松下幸之助氏)

教訓はいたるところにある
心して見る、そして尋ねてみる。すると幾通りもの答えが出てくる。 幾通りものモノの見方があることがわかってくる (従業員に対してもそうですね)
宝を自ら捨てるな
いやだな、つらいな、と思っても、やらねばならぬことがある。そのいわば“修行” を捨ててしまうのは、自ら“宝”を捨てることになる。常に修行の継続ですね。
何事にも、やる以上は精魂を込めて身につくようにやる
たとえば掃除のような日常の事でも、十年の間に格段の差ができるものだ

— 来年も頑張ってください！ —

前田の《今情報》

ものづくり補助金等の応募申請期間が、平成 28 年 11 月 14 日～平成 29 年 1 月 17 日までに決定しました。積極的な投資促進のためには、是非チャレンジしてみてください。ご質問がある方は、前田会計までご一報ください。

前田の《今人生を語る》第 210 回  
 めざめよ日本人 (132)

リーダーたるもの“時機”を見ながら、これを実行せずに怠るなかれ。“時機”は一度逃してしまふと、次はなかなか到来しません。いまだ！と思ったら、果敢に実行したいものです。経営も政治も同じですね。

【高額資産を取得した場合の消費税における注意点】

木村 知誉子

平成 28 年度の消費税の改正で、事業者が免税や簡易課税の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等をする、その仕入れ等をした課税期間から 3 期目の課税期間まで (翌年と翌々年の 2 年間) は免税や簡易課税の適用を受けることができなくなりました。

高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れにかかる支払対価の額が 1,000 万円 (税抜き) 以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物および附属設備、構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品、鉱業権その他の資産で、一の取引単位につき 100 万円 (税抜き) 以上のものをいいます。

また、自ら建設等をした資産についても、建設等の費用が 1,000 万円 (税抜き) 以上の資産の譲渡につき同様の取り扱いとなります。

**改正前** 免税や簡易課税の適用が制限されるのは、免税であるのに取って代わり課税事業者を選択した事業者と、資本金 1,000 万円以上の新設法人に限られました。  
 (H28. 4. 1 以後)  
**改正後** 高額特定資産を仕入等した場合に免税や簡易課税の適用の制限を受けるのは、免税事業者を除くすべての事業者です。

**改正前** 課税事業者を選択した事業者が調整対象固定資産を仕入れ等した場合は、課税事業者となった課税期間から 2 年を経過する日までの期間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産を仕入れ等した場合に免税と簡易課税の適用が制限されました。したがって、課税事業者になってから 3 期目に調整対象固定資産を仕入れ等すれば、4 期目は免税事業者になれますし、簡易課税を選択することもできました。  
 (H28. 4. 1 以後)

**改正後** 高額特定資産をいつ取得したかにかかわらず、仕入れ等をした課税期間の翌期と翌々期の 2 期は免税事業者にはならず、簡易課税も選択できません。

この改正により、消費税還付目的の手法に一層制限がかけられたこととなりますが、これに加えて、以前より消費税の納税義務者であっても簡易課税制度の適用について高額資産の購入があったかどうか注意が必要となりました。

1 期目	2 期目	3 期目
本則課税	本則課税 (強制)	本則課税 (強制)
高額特定資産の取得	← 簡易課税制度の選択ができない →	